

議案第三十二号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第二十五条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

- 一 当該給与支払者の氏名又は名称
- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第二十五条の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出された

ものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第三十三条第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三十六条の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第三十四条第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第五十一条中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

附則第六条の二第一項中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。
附則第十三条の三を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例）

第十三条の三 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十
四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式
等管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口
座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式
等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第三
項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、
譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条
の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得
の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの
非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項
において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等につ
いては、その事由が生じた時に、令附則第十八条の六の二第二項で定める金額（以下こ
の項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく
譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止
による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設してい

た区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十三条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第十四条の四第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項第三号、第三項及び第五項第三号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。附則第十四条の五第一項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五十一条の改正規定及び附則第六条の二第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十二年十月一日
- 二 第二十五条の次に二条を加える改正規定並びに第三十三条及び第三十四条第一項の

改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 平成二十三年一月一日

三 附則第十三条の三の改正規定及び次条第六項の規定 平成二十五年一月一日

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十一年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十五条の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第二十五条の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

4 平成二十三年中に新条例第二十五条の三第一項の規定による申告書を提出する場合には、同条第二項中「前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第三百十七条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例第三十三条第二項から第六項まで及び第三十四条第一項の規定は、平成二十三年以後の年度分の区民税について適用し、平成二十二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第十三条の三の規定は、平成二十五年度以後の年度分の区民税について適用する。

第三条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十八条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には区の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に区の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に特別区たばこ税を課する。この場合における特別区たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により特別区たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき千三百二十円

二 新条例附則第六条の二第一項に規定する紙巻たばこ 千本につき六百二十六円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に区長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第六項において「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

5 第二項の規定により特別区たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第八条、第五十条第二項、第五十二条の三第四項及び第五項並びに第五十三条の規定を適用する。この場合において、新条例第五十条第二項中「前項」とあるのは「杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年杉並区条例第 号。以下この節において「平成二十二年改正条例」という。）附則第三条第二項」と、新条例第五十二条の三第四項中「施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第三条第四項」と、新条例第五十三条第二項中「第五十二条の三第一項又は第二項」とあるのは「平成二十二年改正条例附則第三条第四項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、区の区域内に営

業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により特別区たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該特別区たばこ税に相当する金額を、新条例第五十二条の四の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき特別区たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る特別区たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第五十二条の三第一項から第三項までの規定により区長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

(提案理由)

給与所得者等に係る扶養親族申告書の提出に関する規定を設ける等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十五条の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該給与支払者の氏名又は名称</p> <p>二 扶養親族の氏名</p>	

三| その他施行規則で定める事項

2| 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

3| 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4| 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与

支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 | 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第二十五条の三 所得税法第二百三条の五第

一 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他施行規則で定める事項

2 | 前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出し

た前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3| 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。

4| 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を

受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第三十三条 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得

以外の所得がある場合においては、当該給与所得

以外の所得に係る所得割額を同項の

(給与所得に係る区民税の特別徴収)

第三十三条 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の

規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第二十四条第一項の申告書に給与所得

以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3

前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得

以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得

以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨

規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第二十四条第一項の申告書に給与所得及び公的年金等に係る所得

以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3

前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得

に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得及び公的年金

等に係る所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得

に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨

の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4| 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三十六条の第二項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5| 略
6| 略

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
第三十四条 前条第一項及び第二項の規定に

の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、区長は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4| 略
5| 略

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
第三十四条 前条第一項及び第二項の規定に

よる特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第五項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2
略

（たばこ税の税率）

第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき
四千六百十八円 とする。

附 則

（たばこ税の税率の特例）

第六条の二 たばこ事業法附則第二条の規定

よる特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第一項の納税義務者に対して給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）（他の区市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。）で所得税法第百八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第四項の規定による特別徴収に係る区民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者とする。

2
略

（たばこ税の税率）

第五十一条 たばこ税の税率は、千本につき
三千二百九十八円 とする。

附 則

（たばこ税の税率の特例）

第六条の二 たばこ事業法附則第二条の規定

による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき二千百九十円とする。

2
略

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例）

第十三条の三 区民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合に「非課税口座」という。）に係る非課税口

による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千五百六十四円とする。

2
略

第十三条の三 削除

座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第三項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 | 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第十八条の六の二第二項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」

という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた区民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十三条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の四 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の四 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税

2

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率（第三項において「限度税率」という。）を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

前項の規定の適用がある場合には、次に

2

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率（第三項において「限度税率」という。）を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

前項の規定の適用がある場合には、次に

定めるところによる。

一及び二 略

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項にお

定めるところによる。

一及び二 略

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二十六項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第十八項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第二十二項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第二十四項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

四 略

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等（次項にお

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

いて「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の第二十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

いて「条約適用配当等」という。）については、第十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の第二十二項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第五項第一号の規定により読み替えられた第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の五の税率から限度税率を控除して得た率に五分の三を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

一及び二 略

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

四 略

6

租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二

一及び二 略

三 第二十二条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第三条の二十項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

四 略

6

租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合（第三項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第二

十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは

十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは

「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

（保険料に係る区民税の課税の特例）

第十四条の五 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2
略

「租税条約実施特例法 第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

（保険料に係る区民税の課税の特例）

第十四条の五 所得割の納税義務者が支払つた又は控除される保険料（租税条約実施特例法 第五条の二第一項に規定する保険料をいう。）については、法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2
略

杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 給与所得者等に係る扶養親族申告書の提出に関する規定の創設</p> <p>平成 24 年度から、扶養親族のうち、16 歳未満の者に対する扶養控除が廃止されることとなったが、区民税の非課税限度額制度に活用している扶養親族に関する事項については、引き続き把握していく必要があるため、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出させることとする。 (区税条例第 25 条の 2 及び第 25 条の 3・地方税法第 317 条の 3 の 2 及び第 317 条の 3 の 3)</p>	平成 23 年 1月1日	平成 23 年 1月1日 から適用
	<p>2 65 歳未満の者の公的年金等に係る所得に係る所得割の徴収方法の見直し</p> <p>公的年金からの特別徴収制度の対象とならない 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。 (区税条例第 33 条・地方税法第 321 条の 3)</p>	平成 23 年 1月1日	平成 23 年 度分 から 適用
	<p>3 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る区民税の所得計算の特例の創設</p> <p>平成 25 年度から、少額上場株式等に係る譲渡所得等に係る非課税口座を設けた者について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとする。 (区税条例附則第 13 条の 3・地方税法附則第 35 条の 3 の 2)</p>	平成 25 年 1月1日	平成 25 年 度分 から 適用

税目	改正内容	施行日	適用関係									
特別区たばこ税	<p>たばこ税の税率の改正</p> <p>たばこ税の税率を、平成 22 年 10 月 1 日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000 本につき 1,320 円、旧 3 級品の紙巻たばこについては 1,000 本につき 626 円引き上げることとする。</p> <table border="0" data-bbox="335 548 1053 772"> <tr> <td>1,000 本につき</td> <td>旧 3 級品以外</td> <td>旧 3 級品</td> </tr> <tr> <td>< 改正案 ></td> <td>4,618 円</td> <td>2,190 円</td> </tr> <tr> <td>< 現 行 ></td> <td>3,298 円</td> <td>1,564 円</td> </tr> </table> <p>(区税条例第 51 条及び附則第 6 条の 2 ・ 地方税法第 468 条及び附則第 30 条の 2)</p>	1,000 本につき	旧 3 級品以外	旧 3 級品	< 改正案 >	4,618 円	2,190 円	< 現 行 >	3,298 円	1,564 円	平成 22 年 10 月 1 日	
1,000 本につき	旧 3 級品以外	旧 3 級品										
< 改正案 >	4,618 円	2,190 円										
< 現 行 >	3,298 円	1,564 円										